

平成 2 9 年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

[個人所得課税に関する資料]

3 「ふるさと納税」制度のあり方

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

「3 「ふるさと納税」制度のあり方」 目次

資料名	頁
ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）	1
ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）	2
ふるさと納税の受入額及び受入件数（東京都計）	3
ふるさと納税に係る控除の適用状況（都道府県別）	4
ふるさと納税に係る控除額の推移（全国計）	5
ふるさと納税に係る控除額の推移（東京都計）	6
ふるさと納税と地方交付税制度との関係	7
ふるさと納税が地方団体に与える影響	8
ワンストップ特例制度の概要	9
ふるさと納税に係る控除額の内訳（東京都計・平成28年度）	10
ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費（平成27年度）	11
全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安	12
平成28年度東京都税制調査会答申（ふるさと納税に関する部分抜粋）	13
ふるさと納税に関する全国知事会の意見	14
ふるさと納税の返礼品に関する意見について（都道府県個別意見）	15
ふるさと納税に関する特別区長会の意見	16
返礼品送付への対応に関する総務省の通知	17
ふるさと納税に関する有識者意見	18

「3 「ふるさと納税」制度のあり方」 目次

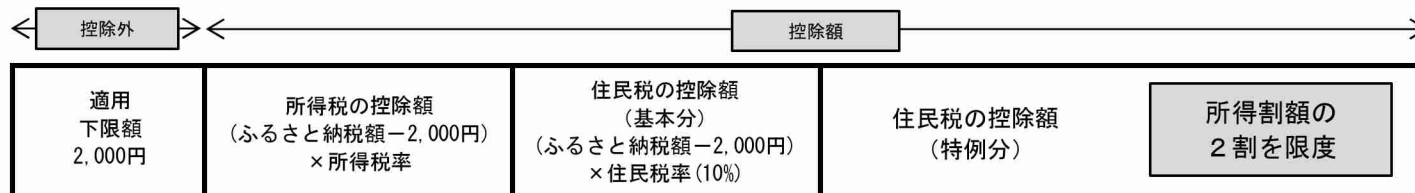
資料名	頁
参考資料	
地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の概要	19
地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の対象事業の認定状況（全国計）	20
地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の対象事業の認定状況（都道府県別）	21

ふるさと納税制度（個人版ふるさと納税）

制度の概要

○都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。

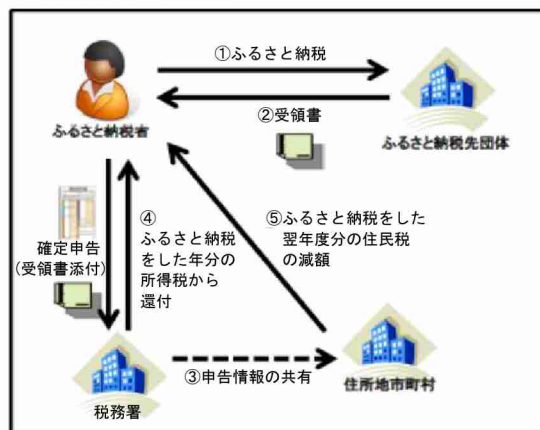
（例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



○控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。
一定の条件で、確定申告不要で控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」あり。

○自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



制度創設までの経緯

平成19年6月1日
～平成19年10月5日

「ふるさと納税研究会」（総務省）
開催（第1回～第9回）

平成19年12月13日

平成20年度税制改正大綱（与党）
に盛り込まれる

平成20年4月30日

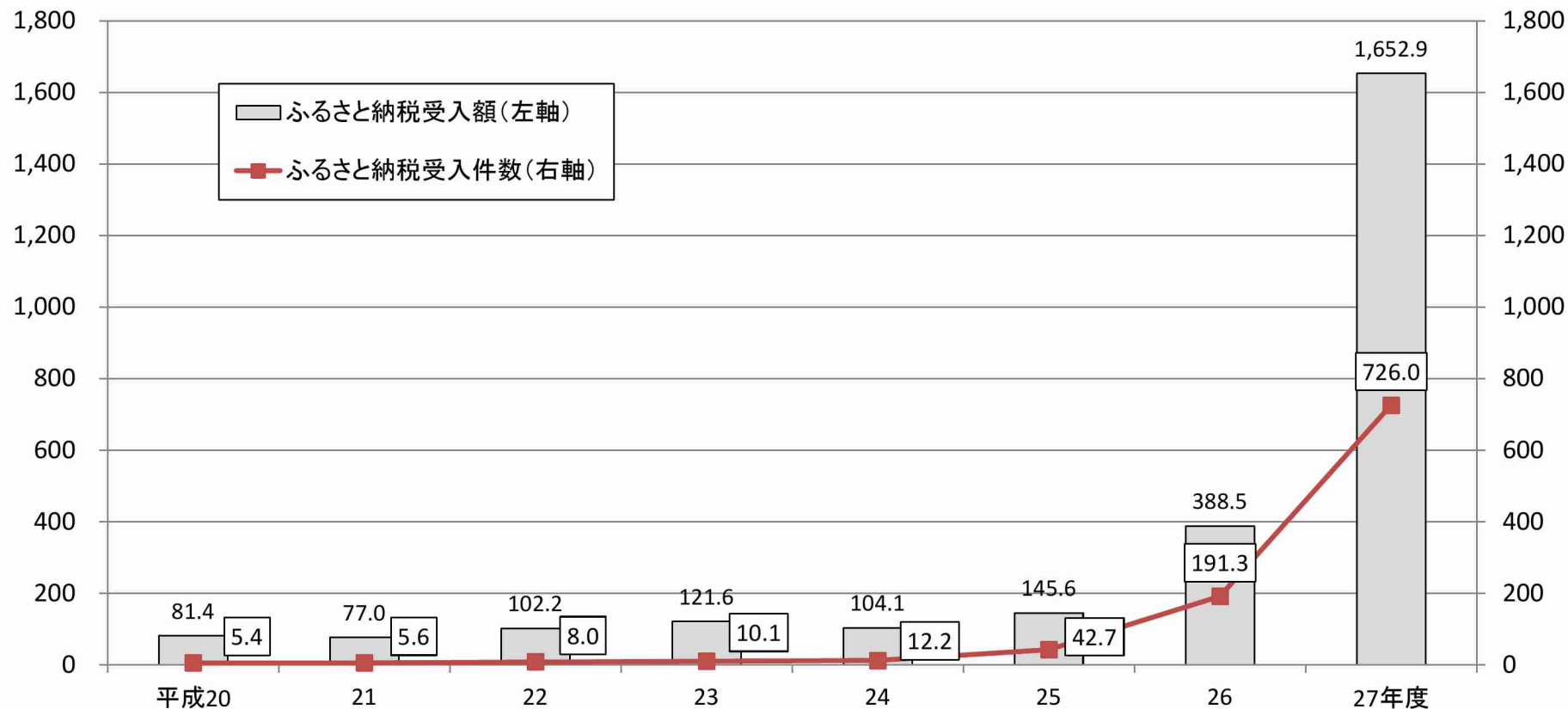
地方税法改正により、
「ふるさと納税」制度創設

注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税の受入額及び受入件数（全国計）

（単位：億円）

（単位：万件）



（単位：千円、件）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受入額	8,139,573	7,697,723	10,217,708	12,162,570	10,410,020	14,563,583	38,852,167	165,291,021 (28,674,022)
受入件数	53,671	56,332	79,926	100,861	122,347	427,069	1,912,922	7,260,093 (1,476,697)

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年6月14日）をもとに作成。

注2 受入額及び受入件数については、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）。

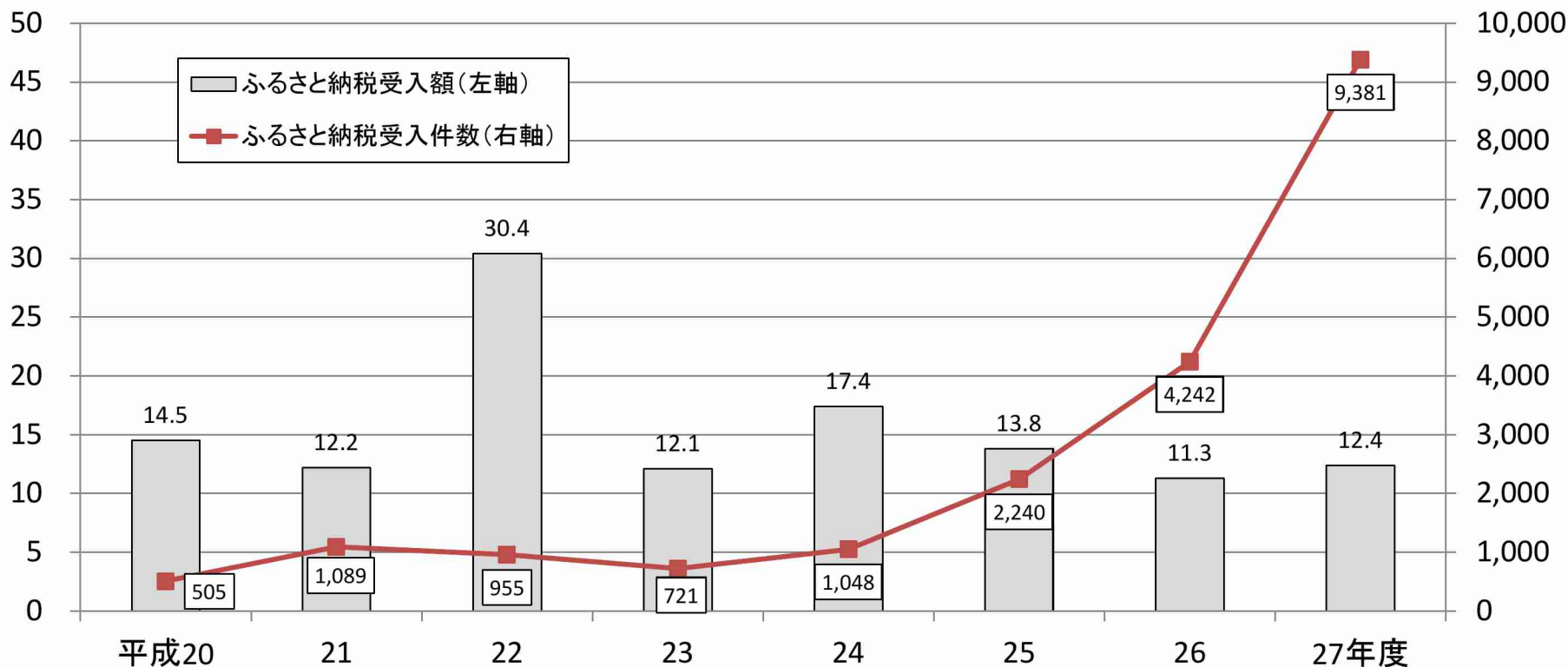
注3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。

注4 「平成27年度」の欄のうち、（）内の数値はふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績（平成27年12月までのデータを回答している地方団体もあり）。

ふるさと納税の受入額及び受入件数（東京都計）

（単位：億円）

（単位：件）



（単位：千円、件）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
受入額	1,447,502	1,224,714	3,037,672	1,205,647	1,739,358	1,382,904	1,127,737	1,242,893
全国に占める割合	17.8%	15.9%	29.7%	9.9%	16.7%	9.5%	2.9%	0.8%
受入件数	505	1,089	955	721	1,048	2,240	4,242	9,381

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年6月14日）をもとに作成。

注2 受入額及び受入件数は、東京都域内区市町村分も含む。

注3 各自治体で「ふるさと納税」と整理しているものを集計（法人からの寄付を含む自治体もあり）。

ふるさと納税に係る控除の適用状況（都道府県別）

○ 平成27年中（1月1日～12月31日）のふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況は以下のとおり

（単位：人、千円）

都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち		都道府県名	適用者数	寄附金額	控除額	うち	
				道府県民税分	市町村民税分					道府県民税分	市町村民税分
北海道	34,033	3,923,891	2,347,593	938,964	1,408,628	滋賀県	15,211	1,414,664	1,032,610	413,026	619,583
青森県	4,437	431,098	288,683	115,474	173,209	京都府	30,777	3,829,403	2,395,261	958,054	1,437,208
岩手県	4,451	475,799	307,589	122,999	184,590	大阪府	118,119	12,256,340	8,640,521	3,456,396	5,184,125
宮城県	15,987	1,569,602	1,104,925	441,946	662,979	兵庫県	73,117	7,871,677	5,440,905	2,175,928	3,264,976
秋田県	3,166	350,922	218,647	87,458	131,189	奈良県	17,135	1,823,183	1,262,229	504,583	757,646
山形県	4,765	626,785	326,374	130,556	195,819	和歌山県	6,803	704,680	484,529	193,812	290,717
福島県	8,547	903,423	585,036	234,009	351,027	鳥取県	3,073	279,472	182,625	73,049	109,576
茨城県	20,721	1,954,194	1,373,109	549,223	823,885	島根県	2,908	275,065	173,058	69,228	103,830
栃木県	11,898	1,240,611	866,217	346,426	519,791	岡山県	14,892	1,369,574	977,138	390,850	586,287
群馬県	13,265	1,424,282	973,381	389,274	584,107	広島県	23,037	2,585,862	1,540,274	616,114	924,159
埼玉県	76,881	7,247,835	5,252,884	2,100,595	3,152,289	山口県	7,793	764,870	500,461	200,186	300,275
千葉県	73,879	7,513,659	5,374,841	2,149,950	3,224,891	徳島県	4,253	464,304	313,931	125,572	188,359
東京都	270,273	38,877,919	26,314,514	10,522,136	15,792,379	香川県	6,961	698,820	479,714	191,889	287,825
神奈川県	136,578	14,346,046	10,196,110	4,080,161	6,115,949	愛媛県	7,568	877,659	595,475	238,195	357,279
新潟県	9,766	1,002,130	692,031	276,817	415,215	高知県	3,238	319,281	202,543	81,019	121,524
富山県	5,214	582,021	323,417	129,369	194,048	福岡県	41,976	4,283,494	2,941,745	1,176,781	1,764,964
石川県	6,599	642,636	441,555	176,627	264,928	佐賀県	4,462	479,655	313,927	125,456	188,471
福井県	4,007	369,186	255,462	102,183	153,279	長崎県	6,393	679,210	462,093	184,842	277,251
山梨県	4,770	520,201	352,635	141,054	211,581	熊本県	7,024	749,151	499,249	199,700	299,549
長野県	11,677	1,564,615	857,655	343,070	514,585	大分県	5,046	587,509	369,235	147,704	221,531
岐阜県	17,688	1,961,321	1,235,637	494,257	741,380	宮崎県	4,494	422,388	291,791	116,716	175,076
静岡県	29,084	2,899,631	1,991,491	796,593	1,194,897	鹿児島県	6,196	772,736	466,375	186,551	279,824
愛知県	98,801	11,090,395	7,483,607	2,997,974	4,485,632	沖縄県	5,721	569,938	393,934	157,553	236,380
三重県	16,035	1,505,889	1,068,491	427,398	641,093	全国	1,298,719	147,103,026	100,191,504	40,077,719	60,113,785

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

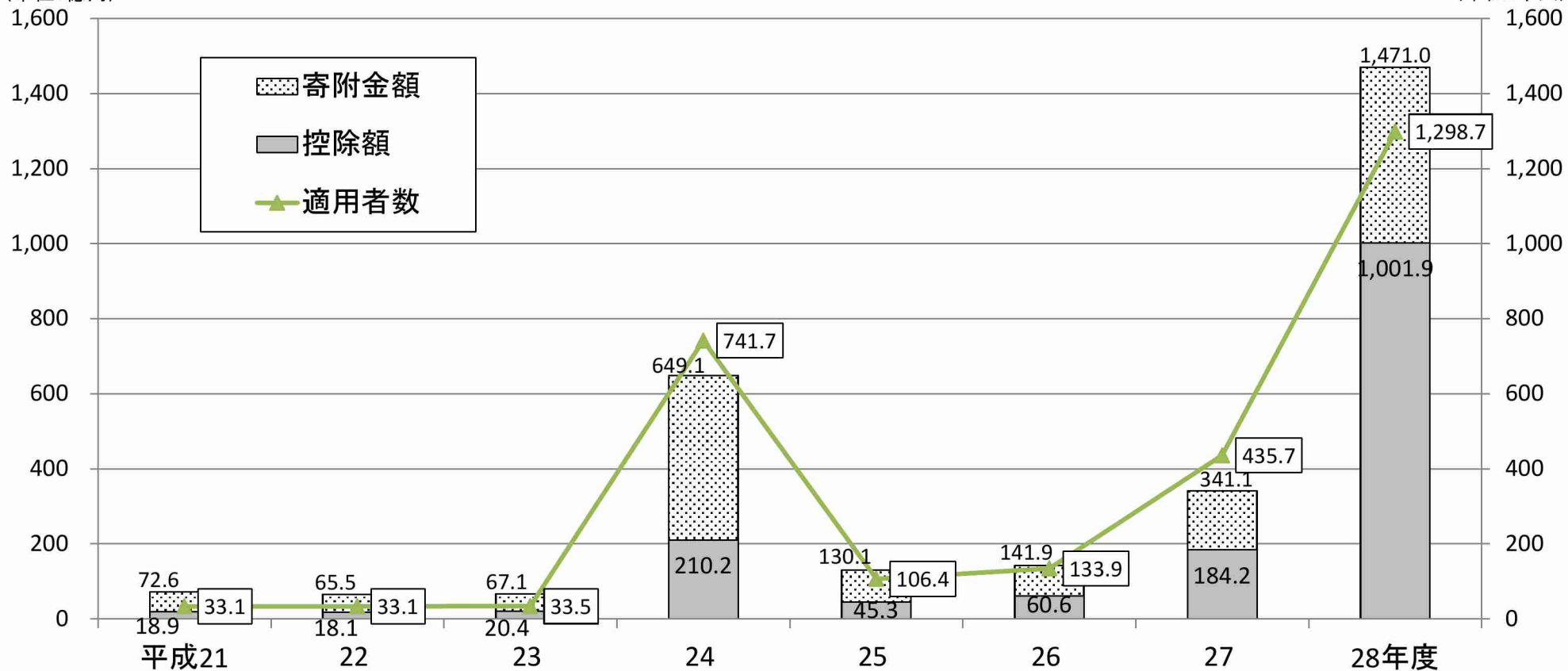
2 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」にかかる寄附についての控除額等を取りまとめている。

3 寄附金を受領した地方団体ごとの集計ではなく、寄附者の居住する地方団体ごとの集計である。

ふるさと納税に係る控除額の推移（全国計）

(単位: 億円)

(単位: 千人)



(単位: 千円、人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
寄附金額	7,259,958	6,553,183	6,708,590	64,914,901	13,011,278	14,189,345	34,111,165	147,103,026
控除額	1,891,669	1,805,457	2,043,318	21,017,144	4,526,323	6,062,439	18,424,621	100,191,504
適用者数	33,149	33,104	33,458	741,677	106,446	133,928	435,720	1,298,719

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

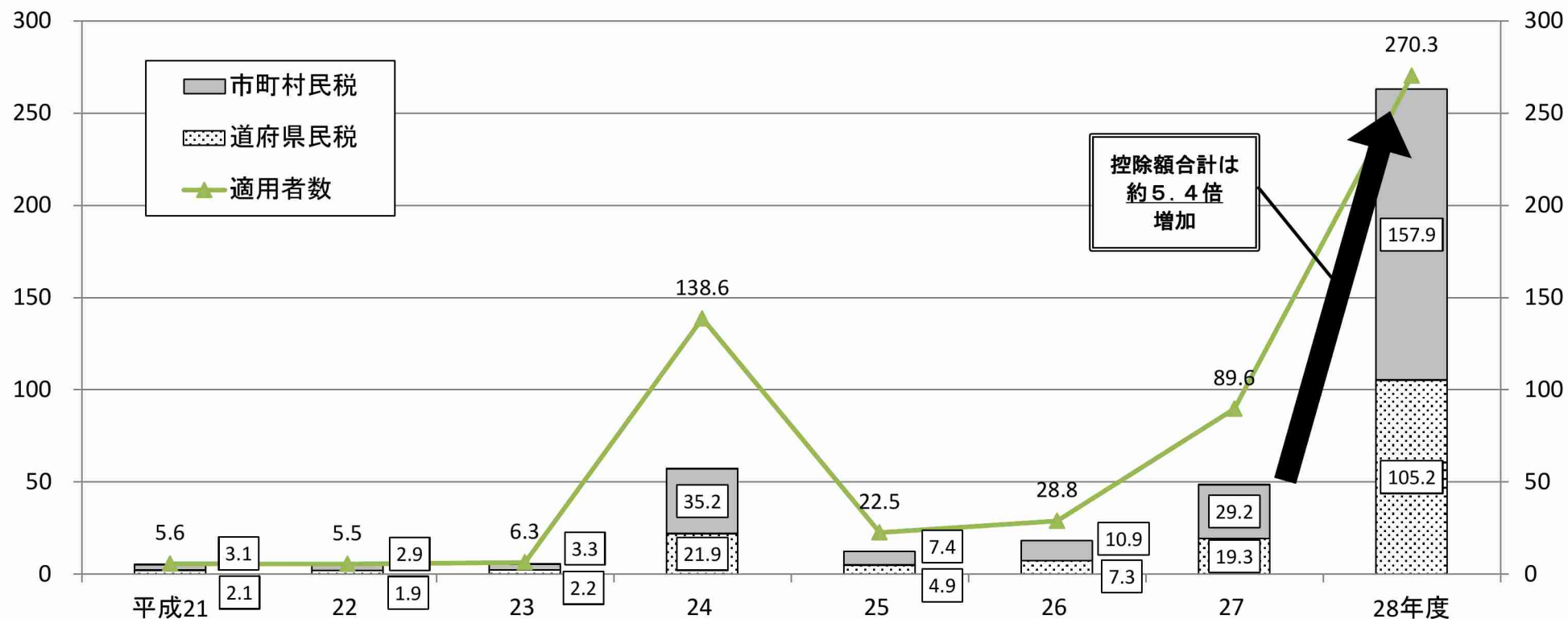
2 各年度の計数は、前年中（例えば、平成28年度については、平成27年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

3 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」にかかる寄附についての控除額等を取りまとめている。

ふるさと納税に係る控除額の推移（東京都計）

（単位：億円）

（単位：千人）



（単位：千円、人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市町村民税	307,553	286,759	334,741	3,524,740	739,527	1,093,977	2,922,713	15,792,379
道府県民税	205,229	191,524	219,538	2,193,490	488,596	728,194	1,934,170	10,522,136
合計	512,781	478,283	554,280	5,718,230	1,228,123	1,822,171	4,856,883	26,314,514
適用者数	5,593	5,473	6,257	138,584	22,452	28,753	89,566	270,273

注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」関連資料より作成。

注2 各年度の計数は、前年中（例えば、平成28年度については、平成27年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。

注3 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」にかかる寄附についての控除額等を取りまとめている。

ふるさと納税と地方交付税制度との関係

- 普通交付税は、各地方団体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額である財源不足額を基準に交付。
- 基準財政収入額の算定式は下記のとおり

$$\boxed{\text{標準的税収入見込額}} \times \text{基準税率 (75/100※)} \times 25/100 = \text{留保財源}$$



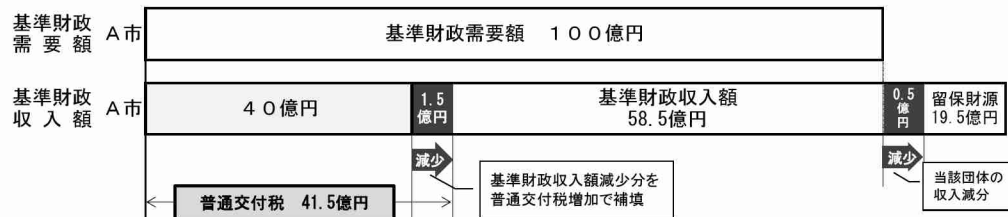
寄附者の住所地の地方団体

基準財政収入額が、住民税の減少分の75%分減少する



交付団体については、住民税の減少分のうち75%分は交付税が増加することにより補われるが、**残りの25%分は、当該団体の収入減となる**

(例) ふるさと納税により2億円控除された場合のイメージ



2億円の控除に対し普通交付税は1.5億円の増加のため、0.5億円の収入減

寄附を受領した地方団体

基準財政収入額に、当該寄附金は算入されない



寄附金を受けた分、交付税が減少することはなく、**寄附金額全額が収入増となる**

注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税が地方団体に与える影響

地方団体別の控除額の多い団体（10団体）

（単位：千円）

都道府県	市区町村	平成28年度 市町村民税控除額注2 【A】	（参考）	
			平成27年度 個人住民税収（決算額）【B】	個人住民税収に占める 控除額の割合【A/B】
神奈川県	横浜市	3,153,590	294,548,883	1.07%
愛知県	名古屋市	1,919,003	158,766,307	1.21%
大阪府	大阪市	1,685,412	142,222,528	1.19%
東京都	世田谷区	1,644,361	110,593,235	1.49%
東京都	港区	1,540,961	64,778,902	2.38%
神奈川県	川崎市	1,281,454	119,161,222	1.08%
兵庫県	神戸市	1,075,558	91,989,316	1.17%
京都府	京都市	1,003,000	81,999,662	1.22%
埼玉県	さいたま市	892,390	91,819,797	0.97%
福岡県	福岡市	846,129	88,911,393	0.95%

地方団体別の受入額の多い団体（10団体）

（単位：千円）

都道府県	市区町村	平成27年度 ふるさと納税受入額注3 【A】	（参考）	
			平成27年度 個人住民税収（決算額）【B】	個人住民税収に占める 受入額の割合【A/B】
宮城県	都城市	4,231,234	5,789,412	73.09%
静岡県	焼津市	3,825,582	7,299,743	52.41%
山形県	天童市	3,227,844	2,559,338	126.12%
鹿児島県	大崎町	2,719,642	378,856	717.86%
岡山県	備前市	2,715,686	1,393,149	194.93%
長崎県	佐世保市	2,647,597	10,431,373	25.38%
長崎県	平戸市	2,599,785	950,584	273.49%
長野県	伊那市	2,582,627	3,270,802	78.96%
佐賀県	上峰町	2,129,960	388,607	548.10%
島根県	浜田市	2,093,573	2,297,044	91.14%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年6月14日）、同「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年8月2日）及び同「地方財政状況調査関係資料」をもとに作成。

2 控除額の計数は、平成27年1月1日から12月31日までのふるさと納税について全市区町村を対象に行ったふるさと納税に関する現況調査（平成28年度課税の状況（6月1日時点））を基に算出した計数である。

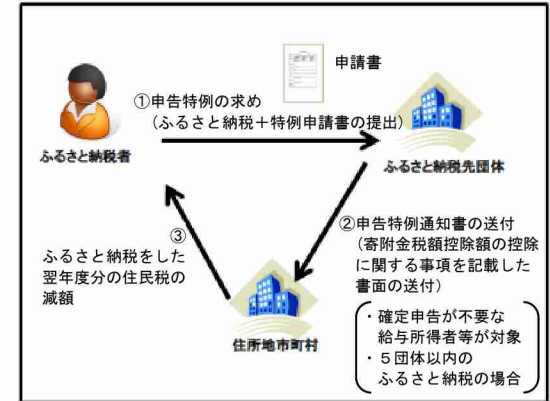
3 受入額の計数は、全地方団体を対象に、各地方団体で「ふるさと納税」と整理しているもの（法人からの寄附を含む地方団体もあり）を調査したもの（平成28年4月30日時点）。

ワンストップ特例制度の概要

制度の概要

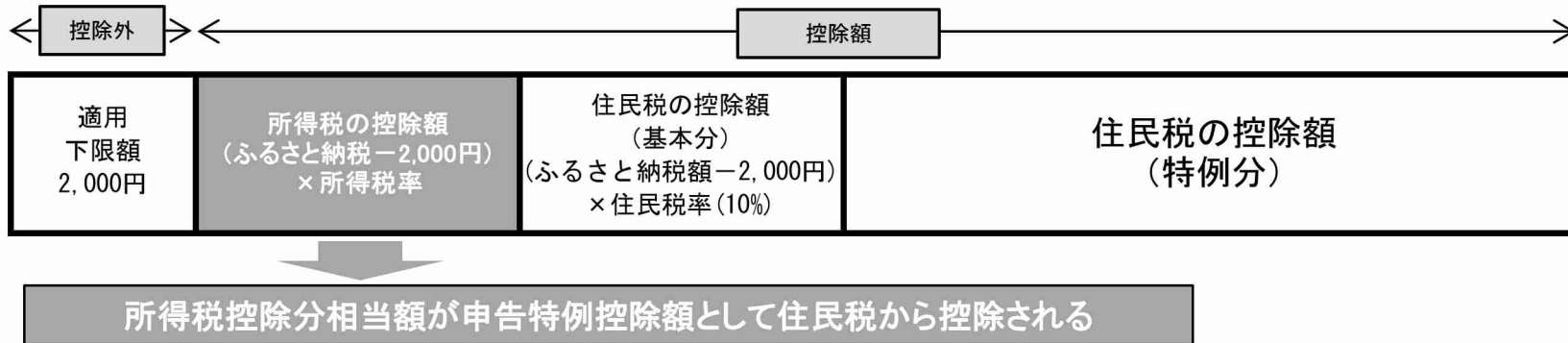
確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体数が少ない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

- 確定申告を行った場合と同額を控除
- マイナンバー、マイナポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
- 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要



所得税控除分の取扱い

○本特例が適用される場合、現行制度における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る所得税及び個人住民税の寄附金控除額の合計額の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ控除する。



注 総務省資料等より作成。

ふるさと納税に係る控除額の内訳（東京都計・平成28年度）

- 各計数は、「市町村税課税状況等の調」の調査票をもとに、寄附金税額控除に係る数値について、事前に調査し、とりまとめたもの（平成28年6月1日時点）であり、一部、この調査をもとに推計した数値を含む。
- 特例制度適用者の寄附金税額控除額（ふるさと納税ワンストップ特例制度利用分）は控除総額の約2割を占める。
- 個人住民税から控除される申告特例控除額（所得税控除分相当額）は約10.5億円である。

道府県民税		市町村民税	
40.0% (104.6億円)		60.0% (157.0億円)	
		特別区分 49.7% (130.0億円)	市町村分 10.3% (27.0億円)
特例制度適用者の 寄附金税額控除額		特例制度非適用者の寄附金税額控除額	
20.1% (52.6億円)		79.9% (209.0億円)	
申告特例控除額 4.0% (10.5億円)	申告特例控除額を除く 寄附金税額控除額 16.1% (42.1億円)		

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年8月2日）をもとに作成。

2 「特例制度適用者の寄附金税額控除額」は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る寄附金税額控除額である。

3 「申告特例控除額」は、都道府県等に対する寄附金のうち地方税法附則第7条の2の申告特例控除額が控除される者の寄附金に係る申告特例控除額である。

ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費（平成27年度）

○ ふるさと納税の募集や受入等に伴う経費の全団体合計額及び全国のふるさと納税の受入額（約1,652.9億円）に占める各経費の割合は下記のとおり

区分	金額(百万円)	ふるさと納税の受入額 に占める割合
返礼品の調達に係る費用	63,262	38.3%
返礼品の送付に係る費用	4,262	2.6%
ふるさと納税募集の広報に係る費用	1,412	0.9%
決済等に係る費用 (クレジットカード手数料、金融機関の取扱い手数料等)	1,810	1.1%
事務に係る費用その他	8,511	5.1%
合計	79,258	48.0%

注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」（平成28年6月14日）より作成。

2 「返礼品の調達に係る費用」に、広報等を一括で事業者に委託している場合の委託費全体を含めて回答している団体もある。

全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

- ふるさと納税をした者本人の給与収入とその家族構成別のふるさと納税額（年間上限）の目安一覧である（平成27年以降）
 ○ふるさと納税額（年間上限）は、2,000円を除き全額が所得税（復興特別所得税を含む。）及び個人住民税から控除される額の上限である

ふるさと納税をした者本人の給与収入	ふるさと納税した者の家族構成					
	独身又は共働き ^{注2}	夫婦 ^{注3} 又は共働き+子1人（高校生 ^{注4} ）	共働き+子1人（大学生 ^{注4} ）	夫婦+子1人（高校生）	共働き+子2人（大学生と高校生）	夫婦+子2人（大学生と高校生）
300万円	28,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
350万円	34,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
400万円	42,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
450万円	52,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
500万円	61,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
550万円	69,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
600万円	77,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
650万円	97,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
700万円	108,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
750万円	118,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
800万円	129,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
850万円	140,000	131,000	127,000	121,000	118,000	108,000
900万円	151,000	141,000	138,000	132,000	128,000	119,000
950万円	163,000	154,000	150,000	144,000	141,000	131,000
1000万円	176,000	166,000	163,000	157,000	153,000	144,000
1100万円	213,000	194,000	191,000	185,000	181,000	172,000
1200万円	242,000	232,000	229,000	222,000	219,000	200,000
1300万円	271,000	261,000	258,000	252,000	248,000	238,000
1400万円	355,000	343,000	339,000	331,000	277,000	267,000
1500万円	389,000	377,000	373,000	366,000	361,000	350,000
1600万円	424,000	412,000	408,000	400,000	396,000	384,000
1700万円	458,000	446,000	442,000	435,000	430,000	419,000
1800万円	493,000	481,000	477,000	469,000	465,000	453,000
1900万円	528,000	516,000	512,000	505,000	500,000	489,000
2000万円	564,000	552,000	548,000	540,000	536,000	524,000

- 注1 総務省「ふるさと納税ポータルサイト」資料をもとに作成。
 2 「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指す。（配偶者の給与収入が141万円以上の場合）
 3 「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指す。（ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合）
 4 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す。
 5 住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けていない給与所得者のケースである。社会保険料控除額は、給与収入の15%と仮定。

平成28年度東京都税制調査会答申（ふるさと納税に関する部分抜粋）

Ⅱ 税制改革の方向性

3 地方法人課税

（6）企業版「ふるさと納税」

（「ふるさと納税」の状況）

- ・いわゆる「ふるさと納税」とは、平成20年度税制改正で創設された個人の寄附金控除制度を言う。都道府県・区市町村に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで原則として所得税と個人住民税から全額が控除されるというものであり、いずれの地方自治体に対する寄附でも対象となる。
- ・平成27年度税制改正では、「ふるさと納税」の利用拡大を目的とした制度改正が行われているが、近年、地方自治体による過剰な返礼品競争など、「ふるさと納税」の趣旨とかけ離れてきていることが指摘されており、各地方自治体に対しては『返礼品（特産品）送付への対応』との総務大臣通知がなされているところである。
- ・しかも個人住民税は、（中略）地域社会の費用を住民が広く負担する税であり、居住地でない地方自治体への寄附により、居住地である地方自治体から税額控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担との関係を歪める制度である。

（企業版「ふるさと納税」の問題点）

- ・さらに、平成28年度税制改正において、地方創生応援税制（企業版「ふるさと納税」）が創設された。これは、地方自治体が行う一定の地方創生事業（地方創生を推進する上で効果が高いとして内閣府が認定した事業）に対する法人の寄附について、法人住民税、法人事業税及び法人税の税額控除の優遇措置を新たに講ずるものである。
- ・この制度は、地方交付税の不交付団体であって三大都市圏に所在する地方自治体と企業の本社が立地する地方自治体への寄附は対象外となっており、結果として、都市から地方へ税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる仕組みになっている。
- ・そもそも、企業が立地していない地域への税収移転は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。しかも、国の認定によって、実質的に地方税の納付先が変わるという制度は、地方の課税権の侵害につながるものである。さらには、法人税は交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼすなど、この制度は多くの問題点を含んでいる。
- ・地方創生を進める取組の一つである企業版「ふるさと納税」は、税制の本質を歪める場当たりの措置であり、抜本的に見直すべきである。

ふるさと納税に関する全国知事会の意見

「平成29年度税財政等に関する提案」（平成28年10月）（抜粋）

【総論】

I 地方創生の推進

3 ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資する効果もあるが、返礼品（特典）の送付については、引き続き、制度本来の趣旨、経済的利益の無償の供与であることを前提にふるさと納税に係る寄附金に通常の寄附金控除に加えて特別控除が適用される仕組みであること等を踏まえ、金銭類似性の高いもの、資産性の高いものの返礼品を送付する行為は行わないようにするなど、節度ある運用とすべきである。

また、平成28年度税制改正において創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、国、地方団体のみならず企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組みとするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブとなると期待できるが、寄附を行う企業に対する代償としての経済的利益の供与の禁止など、引き続きモラルハザードにならないようにするとともに、地方の自主性と主体性を尊重し、弾力的に運用するなど実効性のある制度運用に努めるべきである。

ふるさと納税の返礼品に関する意見について（都道府県個別意見）

ふるさと納税の評価

- ・ 寄附を通じてふるさとを応援するという制度の趣旨に賛同。
- ・ 税収減が住民サービスの提供に影響を生じさせるなど財政に負の影響。
- ・ 本来、税収格差は地方交付税制度を通じて是正すべきもの。

ふるさと納税を健全に発展させていく上での課題

- ・ 返礼品競争の過熱により制度が歪められており、返礼品のあり方の見直しが必要。
- ・ 返礼品コストの増加により寄附金が行政サービス等に十分活用されにくい状況。
- ・ 返礼品充実等の増収策を講じない自治体の税源流出を促す結果に。
- ・ 高額納税者ほど寄附控除額が高額になるため、返礼品を含めた恩恵を多く享受できる。
- ・ ふるさとを応援するという制度趣旨の理解増進と節度ある運用の確保を図る必要。
- ・ 制度による地方への税移転には、都市の理解と協力があることへの理解が不十分。

返礼品について

- ・ 各自治体の判断により、制度の趣旨を踏まえた良識ある対応をすべき。
- ・ 返礼品が注目されることで自治体の魅力のPRにもつながっている。
- ・ 制度の本質は経済的対価を求めない寄附金であり、過度な返礼品は制度趣旨を逸脱。
- ・ 寄附金の大半がその調達に充当されるような高額な返礼品は制度趣旨から乖離。

過度な返礼品競争の問題とその対応

【問題】

- ・ 寄附者の関心が自治体の施策ではなく返礼品に向けられることで制度趣旨と乖離。
- ・ 寄附額に対する返礼割合が高くなると寄附金が地域の施策に十分活用できない。
- ・ 地場産業が行政の買い取りに依存すれば、かえってその競争力を弱める懸念も。

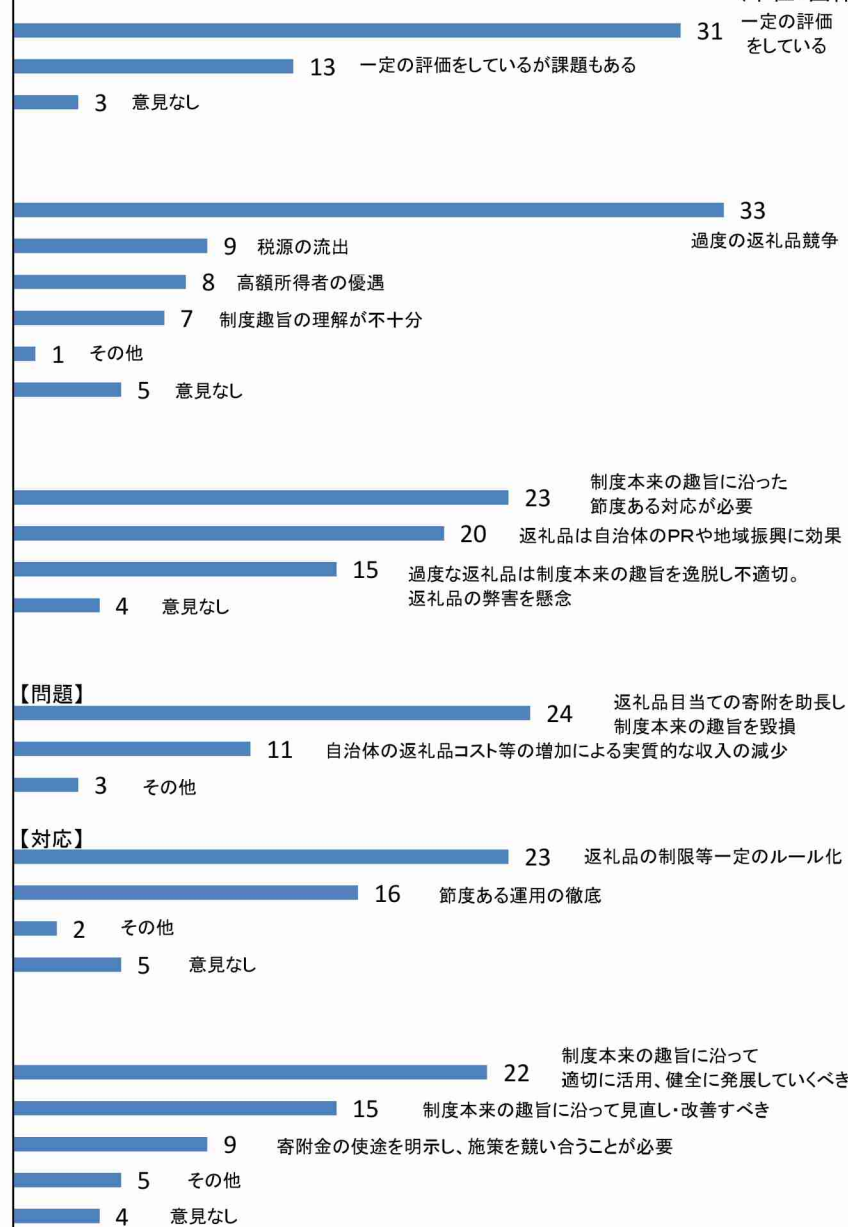
【対応】

- ・ 返礼品廃止や返礼品の上限額設定など、国が実効性のある対策を早急に講じるべき。
- ・ ふるさと応援という制度趣旨から逸脱しないよう、各自治体が適切な運用を図るべき。
- ・ 国の動向を注視。一部の節度を欠く自治体に対しては総務省が個別に指導すべき。

今後のふるさと納税のあり方

- ・ 制度の趣旨に沿った節度ある運用を確保し、積極的に活用、健全に発展すべき。
- ・ 制度の運用面に対する批判もあるなかで、国が実態を踏まえ適切に制度を見直すべき。
- ・ 住民税の税額控除を廃止し、所得税の税額控除に振り替える等の根本的な措置が必要。
- ・ 寄附金の使い途への共感・賛同が寄附につながるような施策の競い合いを行うべき。
- ・ ふるさと納税をする方々には、制度の趣旨・目的を理解した上で応援してもらいたい。

(単位: 団体)



注 全国知事会長「ふるさと納税の返礼品に関する意見について（回答）」（平成29年3月27日）より作成。

ふるさと納税に関する特別区長会の意見

「『ふるさと納税』に関する要望について」（平成29年3月13日）

「ふるさと納税」の規模が急速に拡大し、平成27年度は全国で726万件、1,653億円の規模に達しています。

特別区としても、「税の使われ方を考えるきっかけとなる」、「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる」、「地域のあり方をあらためて考えるきっかけ」という「ふるさと納税」制度の趣旨には賛同しており、東京を含む全国各地域が連携して発展をめざす「特別区全国連携プロジェクト」を推進し、各区においても各地域との交流に積極的に取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、特別区では、平成28年度の「ふるさと納税による特別区民税の減収額」が前年度の約5.4倍の129億円に及んでいます。これは、区立保育所（100人規模）109所分の年間運営費に相当する規模であり、待機児童対策に必死に取り組んでいる特別区にとって、大きな痛手です。来年度は更に2倍の規模になるとの予想もあり、このままでは公共サービスの持続に支障をきたすことが懸念されます。

「ふるさと納税」について、特別区はこれまでに以下のとおり問題点を指摘し、見直しを求めてきました。

○返礼品を目的とした寄附が増え、本来の制度の趣旨から逸脱している。

○過剰な返礼品による見返りを受けた住民のみが実質税負担減の恩恵を受け、その他の住民は失われた税収入分の行政サービスの低下を甘受する不公平が生じている。

○寄附により増収となる自治体がある一方、減収となる自治体もある。（地方交付税交付団体であれば一部が補填されるが、不交付団体は純減となる。）この結果、一部の限られた自治体に寄附が集中し、「返礼品競争」に勝つ一方で、多くの自治体で返礼品の経費負担や減収に苦しんでいる。

○「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用により、国が負担すべき所得税控除分まで、地方自治体の個人住民税控除で負担していることは明らかに問題である。本来の国負担に是正すべき。

○本来、税源の偏在是正措置は、法人住民税の国税化やふるさと納税をはじめとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど、国の責任において実施すべき。

さらに、各自治体から、以下をはじめとした見直しを求める意見も挙がっています。

○「返礼品競争」を是正するため、返礼品に制限を設けるべき。

○税控除の限度額は20%から10%に戻すべき。

○高額所得者の控除率を下げる、あるいは上限を設けることにより、高額所得者優遇となっている現状を是正すべき。

制度の見直しを求めるこれらの意見を放置すれば、「ふるさと納税」制度そのものの廃止を求める声が高まることにもなりかねません。

今こそ、指摘されている様々な問題に対処し、「ふるさと納税」制度本来の趣旨に立ち返った見直しを行われるよう強く要望いたします。

返礼品送付への対応に関する総務省の通知

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」
(平成28年4月1日付総税企第37号) (抜粋)

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について
(平成29年4月1日付総税市第28号) (抜粋)

<p>基本的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ふるさと納税に係る事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと ○窓口を明確化するなど、寄附者の利便性向上に努めること ○寄附を受ける地方団体は、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底すること ○返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるように努めること
<p>返礼品の価格等の表示</p>	<p>「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」の表示など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること</p>	
<p>制度趣旨に反するような返礼品</p>	<p>次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品を送付する行為を行わないようにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金銭類似性の高いもの ② 資産性の高いもの ③ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品 	<ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、送付しないようにすること <ul style="list-style-type: none"> ア 金銭類似性の高いもの イ 資産性の高いもの ウ 価格が高額のもの エ 返礼割合の高いもの ○返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること ○各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること
<p>一時所得</p>	<p>返礼品を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること</p>	<p>返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを寄附者に対して周知すること</p>
<p>事務に要する経費</p>	<p>_____</p>	
<p>個人情報の管理</p>	<p>寄附者の個人情報を厳格に管理すること</p>	<p>マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること</p>
<p>適切な助言・支援</p>	<p>各都道府県においては、域内市区町村の返礼品送付が寄付金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと</p>	

ふるさと納税に関する有識者意見

東京財団 税・社会保障調査会 森信 茂樹 上席研究員

連載コラム「税の交差点」第10回：ふるさと納税は抜本的な見直しを（平成29年4月13日）より全文掲載

「ふるさと納税」について、その豪華な返礼品が、本来の趣旨とは異なるということで、総務省が返礼品の割合を3割以下に抑えるよう、自治体に指導した。しかし、これは全く物事の本質からはずれた指導である。そもそも「ふるさと納税」の本来の趣旨は何か、という根本にさかのぼった対応をすべきではなかったか。

では、「ふるさと納税」の本来の趣旨は何なのか。これは、「自分が生まれ教育を受けたが、その後は都会に出て働いているので、ふるさとの自治体には納税ができない。そこでお世話になったふるさとに、自分の意思で寄付ができる制度を作りたい」というものである。

背景にあるのは、都会と地方自治体間の大幅な税収の格差を、自分の力で少しでも是正したいという考え方だ。国と地方の財政を調整する制度としては、国庫支出金（補助金）と、国税収入の一定割合を財政基盤の弱い自治体に振り向ける地方交付税交付金（地方交付税）の2つがある。前者は、事業にひもの付いた補助金なので、地方は使いづらいつという問題がある。後者は、自治体の自立努力をそこなうものという問題や、交付税不交付団体である東京都から地方自治体へ税収を移転させることはできないという問題がある。

では、国から地方に税源を移譲すればよいではないか、という意見があるが、現行税制のまま税源を移譲すると、都市・地方の税収格差はますます拡大してしまう。地方間の税収格差を根本から是正するには、スウェーデンが導入している、地方自治体間で直接の税収のやり取りを行う「水平的調整」が効率的・効果的である。しかし、地方税の哲学は、自治体から受けるサービスの対価として納税する、という応益税の考え方に基づいているといわれており、ある自治体が苦勞して集めた税収を、他の自治体に、「税収格差を埋めるため移譲する」ということはできない、ということになる。

そこで、自分の意思で「ふるさと」に「寄付」するのなら問題はないのではないかと、ということで考え出されたのが「ふるさと納税」である。

しかし、現行制度には大きな問題がある。それは、寄付をした金額の2000円を超える部分は、所得税と住民税の減税として返ってくるので、自己負担の上限は2000円という制度になっていることである。加えて、寄付額の5割程度の「返礼品」が自治体から送られてくる。自腹を切るどころか、寄付者が利益を得るのである。しかもその恩恵（減税額）は、高所得者ほど大きい、という問題がある。

また、寄付をした住民の住む自治体の税収は減っても、交付税交付団体である場合（2015年度では東京都と59市町村を除く1659自治体）には、減収部分の4分の3が国から地方交付税という形で補てんされている。つまり国の持ち出しとなっているのである。

ではどのように改めるべきであろうか。ふるさと納税は、「身銭を切って寄付をする」人に、国・地方がインセンティブとして減税をする税制である。具体的に、国・地方公共団体、認定NPO法人などへ寄付した場合の税制について説明してみよう。これらに寄付する場合には、寄付額から2000円を差し引いた残りの金額について、所得控除か税額控除（国・地方合計で50%）かを選択できる仕組みとなっている。つまり、10万円寄付すると、国・自治体から4万9千円（10万から2000円を引いて、税額控除率50%をかける）が税額控除という形で戻ってくる。ざっくり言えば、5万円寄付すると国・地方も5万円をマッチングしてくれる税制である。ふるさと納税は、もともとこの制度の上に作られたのであるが、その後特例制度によりかさ上げされ、現行のような、「寄付」とは似ても似つかない制度になったのである。早急に、現行の寄付税制と同じレベルに戻し、「寄付＝自腹を切る」部分を残すようにすべきであろう。そうなれば、寄付額の30%程度の返礼品が返ってきてもおかしくはない。

3 「ふるさと納税」制度のあり方

〈参考資料〉

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の概要

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

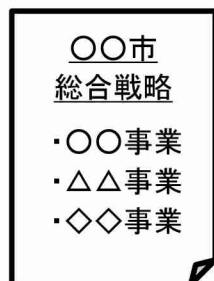
- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

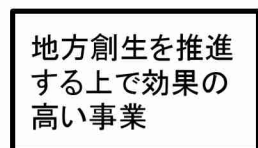


制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を
策定



②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成



③計画の認定

④寄附^{※2}

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

平成28年度認定事業 299事業（平成28年度事業費 126億円）

平成29年度 第1回は平成29年4月に申請受付、6月中に認定予定

第2回は平成29年9月頃、第3回は平成30年1月頃に申請受付予定

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より作成。

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の対象事業の認定状況（全国計）

- 「企業版ふるさと納税」の対象事業である「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」は内閣府地方創生推進事務局が認定
- 平成28年度の認定状況は下記のとおり

事業分野	第1回 （平成28年8月2日）		第2回 （平成28年11月25日）		第3回 （平成29年3月28日）		合計	
	認定 事業数	全体事業費 （億円）	認定 事業数	全体事業費 （億円）	認定 事業数	全体事業費 （億円）	認定 事業数	全体事業費 （億円）
しごと創生	74	166	45	102	108	158	227	426
地方への人の流れ	12	13	5	79	17	11	34	103
働き方改革	6	9	2	17	12	10	20	36
まちづくり	10	135	3	158	5	16	18	309
合計	102	323	55※1	356	142※2	195	299	874

※1 このほか、第1回認定の2事業について変更認定。

2 このほか、既認定の4事業を変更認定。

【事業分野】

- ・しごと創生…地域産業振興、観光振興、農林水産振興、ローカルイノベーション、人材の育成・確保等
- ・地方への人の流れ…移住・定住の促進、生涯活躍のまち等
- ・働き方改革…少子化対策、働き方改革等
- ・まちづくり…小さな拠点、コンパクトシティ等

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より作成。

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の対象事業の認定状況（都道府県別）

○平成28年度に認定した事業数及び総事業費の合計を都道府県別に集計

（単位：件・千円）

	認定事業数			総事業費	割合
	道府県分	市町村分	合計		
北海道	2	12	14	2,948,637	3.4%
青森県	5	1	6	144,041	0.2%
岩手県	1	4	5	1,893,546	2.2%
宮城県	0	8	8	4,404,221	5.0%
秋田県	4	7	11	307,657	0.4%
山形県	2	2	4	318,283	0.4%
福島県	2	6	8	2,985,952	3.4%
茨城県	0	9	9	712,519	0.8%
栃木県	1	5	6	1,573,644	1.8%
群馬県	3	9	12	1,701,369	1.9%
埼玉県	0	5	5	942,680	1.1%
千葉県	0	2	2	98,515	0.1%
東京都	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	1	1	26,491	0.0%
新潟県	0	10	10	2,326,842	2.7%
富山県	1	1	2	286,100	0.3%
石川県	3	7	10	494,817	0.6%
福井県	1	5	6	624,000	0.7%
山梨県	2	1	3	198,166	0.2%
長野県	1	7	8	605,339	0.7%
岐阜県	1	10	11	1,488,557	1.7%
静岡県	0	9	9	1,640,744	1.9%
愛知県	0	1	1	666,000	0.8%
三重県	1	1	2	147,824	0.2%

	認定事業数			総事業費	割合
	道府県分	市町村分	合計		
滋賀県	4	2	6	1,452,289	1.7%
京都府	1	2	3	469,659	0.5%
大阪府	1	4	5	29,800,300	34.1%
兵庫県	2	14	16	1,804,134	2.1%
奈良県	0	4	4	420,428	0.5%
和歌山県	0	3	3	460,517	0.5%
鳥取県	2	1	3	135,608	0.2%
島根県	2	7	9	644,363	0.7%
岡山県	2	15	17	1,583,363	1.8%
広島県	2	6	8	730,510	0.8%
山口県	2	4	6	8,989,628	10.3%
徳島県	4	1	5	576,600	0.7%
香川県	1	4	5	169,022	0.2%
愛媛県	1	1	2	719,482	0.8%
高知県	1	3	4	189,955	0.2%
福岡県	2	8	10	1,677,725	1.9%
佐賀県	1	6	7	4,341,407	5.0%
長崎県	3	1	4	2,666,335	3.0%
熊本県	0	2	2	22,860	0.0%
大分県	1	3	4	161,400	0.2%
宮崎県	2	2	4	272,012	0.3%
鹿児島県	3	16	19	3,651,494	4.2%
沖縄県	0	0	0	0	0.0%
全国計	67	232	299	87,475,035	100.0%

注 内閣府地方創生推進事務局「企業版ふるさと納税ポータルサイト」資料より作成。